

上の森公園 Park-PFI 事業 第1回質問回答

令和8年9月16日

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	公募設置等指針	8	1	6	(5)		特定公園施設の設計・整備、本町への譲渡	特定公園施設は、認定計画提出者が一旦費用を負担して整備し、完成後に町が費用を負担して取得するとあります。町負担額は、完成検査及び引渡し後の一括払いとの理解でよろしいでしょうか。また、前払金又は部分払は予定されていますか。	特定公園施設建設・譲渡契約書(案)第4条に基づき、特定公園施設の引渡し後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。前払金及び部分払は予定していません。
2	公募設置等指針	9	2	1	(2)		公募対象公園施設の場所	公募対象公園施設の事業対象区域約1,300㎡及び建築可能面積325㎡について、それぞれの算定根拠をご教示ください。また、325㎡には庇、屋外機置場、倉庫、シェルター等の建築面積も含まれますか。	事業対象区域約1,300㎡は、既存テニスコート周辺の事業対象区域を示すものとして、図上計測したおよその数値です。 建築可能面積325㎡は、本公園の建ぺい率4%に、Park-PFI制度に係る特例緩和分10%を加えた14%を上限割合とし、公園全体面積に乗じて算定した建築面積上限から、既存施設の建築面積を引いた値です。 また、庇、屋外機置場、倉庫、シェルター等が建築面積に算入されるか否かは、都市公園法及び建築基準法上の建築面積の考え方に従い、個別の形状・構造等を踏まえて判断してください。なお、建築可能面積325㎡は、公募対象公園施設のみの上限ではなく、公募対象公園施設及び特定公園施設として本事業で新たに設ける建築物の建築面積の合計について、当該面積範囲内に収める必要があります。
3	公募設置等指針	9	2	1	(2)	表5	公募対象公園施設の敷地条件	表5に示す建築可能面積325㎡について、対象となる区域(公募対象公園施設エリア/特定公園施設エリア)及び算入対象となる新設建築物の範囲(シェルター、遊具を含むか)をご教示ください。	表5に示す建築可能面積は、全ての事業対象区域を対象としています。 算入対象となる建築物については、No.2の回答の通りです。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
4	公募設置等指針	9	2	1	(4)	-	使用料の額の最低額	第2章1(4)の使用料「対象面積」は、設置管理許可区域全体(専用駐車場・外構含む)か建築物の建築面積のみか、算定の考え方をご教示ください。	公募対象公園施設として使用料が発生する面積は、都市公園法第5条に定める設置管理許可を受ける区域全体であり、認定計画提出者が便益施設等を設置し、専用駐車場、車路、外構、植栽、工作物、インフラ設備等を含む専有的に使用する区域(設定敷地)となります。一方、既存植栽法面を現状維持する等、新たな施設を設けず、かつ使用もしない区域については、公募対象公園施設として設定しないことも可能です。 上記は、様式7-4に、公募対象公園施設の範囲(図示)及び面積として明記するようにしてください。
5	公募設置等指針	9	2	1	(4)	-	使用料の額の最低額	上記(使用料の対象面積)に関連し、外構等を設けず利用しない部分がある場合、当該部分は使用料の対象から除かれるのか、区域全体に一律で発生するのか、ご教示ください。	No.4の回答の通りです。
6	公募設置等指針	9	2	1	(4)	-	使用料の額の最低額	No.16(シェルターの整備費用負担)に関連して、仮にシェルターを公募対象公園施設の敷地内に設置した場合、当該部分について使用料は発生するか、ご教示ください。	シェルターは特定公園施設として整備し、本町に譲渡するため、使用料は発生しません。一方、本町へ譲渡するシェルターとは別にシェルターを追加して公募対象公園施設として整備する場合は、その敷地に使用料が発生します。
7	公募設置等指針	10	2	1	(5)	①	イートインスペース	コンビニエンスストアの店舗面積、売場面積並びにイートインスペースの席数又は面積について、町が想定する最低規模又は上限規模はありますか。	コンビニエンスストアの各諸室の規模は提案によりますが、表5に示す建築可能面積の範囲内としてください。
8	公募設置等指針	10	2	1	(5)	④	歩道の切り下げ	歩道切下げについて、道路管理者及び交通管理者と事前協議を行った位置、幅員、乗入口数等の条件があればご提示ください。また、提案後の協議により計画した乗入口が認められない場合、配置計画の変更は認められますか。	歩道切下げについて事前に協議・確定した条件はありません。今後、設計段階において道路管理者及び交通管理者との協議によります。また、協議の結果、公募設置等計画等の変更が必要な場合、基本協定書(案)第11条に基づき、協議を請求することが可能です。なお、道路管理者は本町となります。
9	公募設置等指針	10	2	1	(5)	⑤	専用駐車場の駐車台数	専用駐車場について、町が想定する最低台数はありますか。また、店舗利用者と公園利用者の相互利用を前提とした駐車場計画は可能でしょうか。	町としての最低台数の指定はありません。原則、既存駐車場とは別に、便益施設等専用の駐車台数を確保した計画とし、その算定根拠を提案書に記してください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
10	公募設置等指針	10	2	1	(5)	⑨	インフラ整備	既設の電気、上水道及び下水道について、公募対象公園施設への分岐可否を判断するため、管径、容量、引込位置、受電容量、使用状況等の資料をご提示ください。	具体的な接続条件等は応募者において各インフラ管理者と協議し計画してください。
11	公募設置等指針	10	2	1	(5)	⑨	インフラ整備	周辺にガス管がないため、厨房設備等にLPガスを使用することは可能でしょうか。可能な場合、ガスボンベ庫等の配置に関する町独自の条件はありますか。	LPGの使用は、安全性及び周辺環境への配慮を前提に提案可能です。配置については、関係法令を遵守し、消防等の関係機関と協議してください。
12	公募設置等指針	10	2	1	(5)	⑨	計画・設計に関する事項	表2で「ガス引き込み不可」とされる一方、第2章1(5)⑨では「ガス等」を事業者負担で整備するとされている。LPG(バルク貯槽・ボンベ)の設置は可能か、ご教示ください。	No. 11の回答の通りです。
13	公募設置等指針	10	2	1	(5)	⑨	計画・設計に関する事項	上記(LPGの設置可否)について、可能な場合の設置位置・保安距離等に関する条件があれば、ご教示ください。	LPG設備の具体的な配置及び仕様は、関係法令並びに消防等の関係機関との協議を踏まえ、安全性及び周辺環境に配慮し計画してください。
14	公募設置等指針	10	2	1	(8)	①	事業終了時の原状回復	事業終了時、建築物は撤去することとされていますが、町との協議により建築物を町へ無償譲渡し、又は残置することを認める余地はありますか。	事業期間終了時、建築物は原則として撤去する計画としてください。事業終了時点で本町が必要と認める場合は残置又は無償譲渡の協議をする場合があります。
15	公募設置等指針	11	2	2	(1)	④	シェルター及びベンチの設置	ゲートボール場利用者用シェルターも建築可能面積 325㎡の範囲内とされています。コンビニエンスストアとシェルター等の建築面積の合計が 325㎡以内であればよいとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。ただし、ゲートボール場シェルターの面積が、建築面積に含まれるかは、その形状に拠るため、建築基準法等に従い判断し、計画してください。 その他、公園全体の建築面積については、No. 2の回答の通りです。
16	公募設置等指針	11	2	2	(1)	④	シェルター及びベンチの設置	第2章2(1)④は特定公園施設としてシェルターの整備を求める一方、その規模は表5に示す建築可能面積 325㎡の範囲内とするよう求めている。シェルターの整備費用は特定公園施設として町負担額(上限80,000千円)の対象となるのか、公募対象公園施設として認定計画提出者の負担となるのか、ご教示ください。	第2章2(1)④に記載のシェルターは、主にゲートボール場利用者の利便の向上に寄与する特定公園施設であるため、特定公園施設の整備に要する費用の対象となります。なお、特定公園施設として整備するシェルターとは別に、公募対象公園施設としてシェルターを整備することを妨げるものではありません。
17	公募設置等指針	11～13	2	2	(1)		特定公園施設の建設	テニスコート、ゲートボール場、園路、階段等について、指針及び参考資料に示す位置・規模は必須条件でしょうか。同等以上の機能、安全性及び利便性を確保すれば、配置、規模又は仕様の変更提案は可能でしょうか。	公募設置等指針及び参考資料に示す水準を満たすことが前提です。同等以上の機能・性能を確保できる場合は、配置、規模又は仕様の変更提案は可能ですが、最終的には本町との協議により決定します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
18	公募設置等指針	13	2	2	(3)	③	町実施工事との調整	町が別途整備する滑り台及び健康遊具について、配置、仕様、安全領域及び施工時期をご提示ください。また、町工事の変更又は遅延によって本事業に追加費用又は遅延が生じた場合は、町負担又は協議対象となりますか。	本町が実施する遊具工事は既に設計完了済みであり、具体的な配置案は「参考資料 9 特定公園施設整備に関する想定」のとおりとなります。ただし、施工時期や配置は、認定計画提出者と協議の上、調整します。また、町工事の変更又は遅延によって本事業に追加費用又は遅延が生じた場合は、町負担又は協議対象とします。なお、町工事の未実施による公募対象公園施設の収益減等は、協議対象としません。
19	公募設置等指針	13	2	2	(3)	③	計画・設計に関する事項	第 2 章 2(3)③は「既存遊具の更新及び遊具の新設に関する町実施工事の施工時期や配置については、協議により調整する」とし、遊具の新設・更新を町実施工事と位置づけているが、今回の公募では特定公園施設及び公募対象公園施設に遊具の提案は不要という認識で相違ないか。	本事業において、特定公園施設及び公募対象公園施設として遊具を設置することは必須ではありません。なお、町工事とは別で遊具を設置することの提案は可能です。
20	公募設置等指針	13	2	2	(3)	③	計画・設計に関する事項	第 2 章 2(3)③に定める町実施工事(遊具の更新・新設)の完了時期は、本事業の工事期間(表 7:令和 10 年 1 月～5 月予定)と同様の期間に別注工事として受注業者が行う認識で良いか。また、本事業と遊具等の別工事の工事期間が前後する場合、または同期間に実施される場合において、本事業との干渉するリスク等が想定される場合は、ご教示ください。	町実施工事の施工時期については、本事業における工事内容、工程及び施工範囲を踏まえ、本事業の円滑な実施に支障が生じないように、工事干渉リスク等を勘案し、調整・決定します。
21	公募設置等指針	13	2	2	(3)	④	計画・設計に関する事項	No. 3(建築可能面積 325 m ² の対象範囲)に関連し、特定公園施設エリア内に建築物を設けることは可能か、前提としてご教示ください。	建築可能面積を上限として特定公園施設エリア内に建築物を設けることは可能です。ただし、特定公園施設は、公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られると認められる公園施設が対象となります。
22	公募設置等指針	13	2	2	(3)	⑤	機能廃止期間	テニスコート及びゲートボール場の機能廃止期間について、町が許容する休止期間の目安はありますか。また、代替施設の確保又は利用者調整は町が行うとの理解でよろしいでしょうか。	許容する休止期間の具体的な定めはありません。休止期間を可能な限り短縮する提案を期待します。利用者調整又は代替施設の確保は本町にて行います。
23	公募設置等指針	13	2	2	(3)	⑥	造成計画・排水計画	既存ゲートボール場南側の排水不良について、原因調査、測量、地質調査又は排水能力の検証資料はありますか。また、公園外の既存排水施設に起因する不具合が判明した場合の費用負担は、町との協議事項となりますか。	検証資料はありませんが、公園全体として同様な状況が見受けられることから地質等に拠ることが原因と推察されます。仮に公園以外の既存排水施設等に拠ることが原因であった場合は、本町との協議により決定します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
24	公募設置等指針	14	2	2	(5)		整備費用の負担	町負担額は、特定公園施設の全体整備費の 9 割以内かつ 8,000 万円以内とされています。全体整備費には、設計費、測量費、地質調査費、既存施設撤去費、造成・排水工事費、工事監理費、諸経費及び消費税を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	公募設置等指針	14	2	2	(5)		整備費用の負担	設計協議後の町による工事費の精査により町負担額が提案額を下回る場合、認定計画提出者の負担が増加する可能性があります。提案時の仕様・数量・単価に基づく適正な工事費については、原則として提案した負担割合を維持するとの理解でよろしいでしょうか。	交付金の制度上、認定計画提出者の負担割合は、特定公園施設整備費の 1 割以上となっています。そのため、工事費の精査により整備費が増減した場合であっても、原則、提案時における本町と認定計画提出者の負担割合は維持する方針です。ただし、仮に整備費が減少した場合には、町との協議により、公園内別工事を代替として同様の負担割合で実施する場合があります。 また、公募設置等指針 P26 のリスク分担のとおり、公募設置等予定者の決定後の物価変動等における負担は認定計画提出者の負担となります。ただし、定めのない事項又は著しい事情変更が生じた場合は協議します。
26	公募設置等指針	14	2	2	(5)		整備費用の負担	特定公園施設整備に活用予定の沖縄振興公共投資交付金が不採択、減額又は交付時期変更となった場合も、町は提案時に確定した負担額を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	万が一そのような事があった場合は、本事業への影響が最小限となるように協議により決定することとなります。
27	公募設置等指針	14	2	2	(5)	-	整備費用の負担	本町負担分に活用予定の沖縄振興公共投資交付金が不交付又は減額となった場合も、協議決定した町負担額は減額されないとの認識で相違ないか。	No. 26 の回答の通りです。
28	公募設置等指針	14	2	2	(5)	-	整備費用の負担	譲渡契約書(案)第 4 条は、引渡し後の請求書受理から 30 日以内に対価を支払うと定めているが、指針第 2 章 2(5)に定める本町負担額(上限 80,000 千円)について、前払い・出来高払い等の支払いタイミングについて、協議の余地があるか、ご教示ください。	No. 1 の回答の通りです。
29	公募設置等指針	14	2	3	(1)	②	利便増進施設の設置について	第 2 章 3(1)②は利便増進施設について「公募対象公園施設の周辺等に設置する」とするが、公募対象公園施設の敷地内に設ける想定か、それ以外の公園区域内に別途占用して設ける想定か、ご教示ください。	利便増進施設の設置は必須ではなく、任意提案となります。提案される場合は、必要性、管理及び安全性等を踏まえ、公募指針に記載のとおり、設置する施設の種類や規模、設置場所について検討してください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
30	公募設置等指針	15	2	4	(3)	③	営業時間	コンビニエンスストアを24時間営業とする提案は可能でしょうか。また、周辺住民からの苦情等を理由として、事業開始後に営業時間の短縮を求める場合の判断基準をご教示ください。	24時間営業は提案可能です。苦情等が生じた場合は、関係法令等を踏まえて適宜協議し、必要な改善を求めることがあります。現状、判断基準はありません。
31	公募設置等指針	15	2	4	(3)	⑤エ	車中泊の禁止	車中泊の禁止について、禁止行為の周知、巡回、退去要請等のうち認定計画提出者が対応すべき範囲と、町又は警察が対応する範囲をご教示ください。	認定計画提出者には、公募対象公園施設の設定敷地内に設置する専用駐車場内での車中泊の禁止に関するルールの設定、利用者への周知、巡回、声掛け及び本町への報告等をお願いする方針です。既存駐車場においては、上記方針は求めません。
32	公募設置等指針	15	2	4	(4)		防災減災に資する取組	災害時の物資供給等について、町が想定する備蓄品目・数量、供給方法、施設開放、費用負担及び協定内容をご教示ください。	備蓄品目、数量等の指定はありません。災害時の役割及び運用方法も含めて認定計画提出者の提案を踏まえ協議の上、決定することを想定しています。
33	公募設置等指針	15	2	5			認定の有効期間	認定の有効期間には工事及び撤去・原状回復期間も含まれますが、価格審査では使用料を240か月分として算定します。実際の使用料は工事期間中は免除され、営業開始後から原状回復着手までの期間について発生するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
34	公募設置等指針	16	3	1	(1)		応募者の資格	応募グループに含める必要がある構成企業の範囲をご教示ください。設計者、施工者、コンビニエンスストア運営者、施設所有者及び資金調達者のすべてを構成企業とする必要がありますか。業務受託者又は協力企業として位置付けることは可能でしょうか。	直接の実施主体となり、契約上又は公園施設の設置・管理の許可上の責任を負う者は構成企業としてください。そのため、原則公募対象公園施設の所有者を含めるものとし、その他設計者、施工者、コンビニエンスストア運営者等の協力企業は必ずしも構成企業とする必要はありません。ただし、役割及び責任分担を明確に示す提案をしてください。
35	公募設置等指針	16	3	1	(1)		応募者の資格	代表企業が施設を所有せず、別の構成企業が公募対象公園施設を所有し、設置管理許可を受ける体制は可能でしょうか。また、代表企業と設置管理許可名義人が異なる体制は認められますか。	原則、都市公園法上の設置管理許可の申請者は認定計画提出者となります。公募設置等指針に則り、代表企業とは別の構成企業が公募対象公園施設を所有することは可能です。
36	公募設置等指針	16	3	1	(1)		応募者の資格	コンビニエンスストアの運営について、認定計画提出者又は構成企業がフランチャイズ契約等に基づき運営する体制は可能でしょうか。また、コンビニ本部を構成企業に含めず、協力企業又はブランド提供者として位置付けることは可能でしょうか。	フランチャイズ方式等による実施は可能です。コンビニ本部が公募対象公園施設の所有者とならない場合においては、協力企業として位置付けることも可能です。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
37	公募設置等指針	16	3	1	(1)	①	応募者の資格	本事業の実施にあたり、特別目的会社(SPC)を設立することは必須か、任意か、それとも設立せず構成企業共同体のまま遂行してよいか、ご教示ください。	SPC の設立は必須ではありません。
38	公募設置等指針	16	3	1	(1)	①	応募者の資格	代表企業、構成企業の役割、責務はそれぞれどのような位置付けとなるかご教示ください。	代表企業は本町との窓口及び事業遂行に係る責任を担い、各構成企業は分担業務を履行します。基本協定上、代表企業及び構成企業は主要業務の実施その他本協定及び本事業関連書類に基づく認定計画提出者の義務を連帯して履行する責任を負います。
39	公募設置等指針	16	3	1	(1)	②	応募者の資格	第 3 章 1(1)②は代表企業が本町との調整・協議窓口を担い、事業計画等に基づき事業を遂行する責任を負うとするが、基本協定・特定公園施設建設譲渡契約・設置管理許可等、本町との個々の契約・許可の名義人(受注主体)は、代表企業、構成企業各社もしくはコンソーシアム体またはSPC 等など、いずれを想定しているか、ご教示ください。	本町との各種契約及び許可の名義人は、認定計画提出者（単一の法人又は複数の法人で構成されるグループ）となります。
40	公募設置等指針	16	3	1	(1)	④	応募者の資格	第 3 章 1(1)④の「参加資格確認申請書」は、様式 2「参加表明書」及び様式 3「構成員一覧表」を指すとの認識で相違ないか。	お見込みの通りです。
41	公募設置等指針	16	3	1	(1)(2)	-	応募者の資格	第 3 章 1(1)(2)に掲げる要件以外に、応募者(構成企業)に必要な資格要件が定められていないか、ご教示ください。特に構成企業に建設業許可・建築士事務所登録等の業種別資格要件は定められていないとの認識で相違ないか。	業種別の資格要件は明記しておりませんが、設計や建設等、当該業務を実施するにあたり必要な資格は適宜備える体制としてください。
42	公募設置等指針	16	3	1	(3)	②	構成企業の変更又は追加	参加表明書提出時点で設計者、施工者その他の協力企業が未確定の場合、代表企業及び主要構成企業のみで参加表明し、公募設置等計画提出前に構成企業を追加することは可能でしょうか。	参加表明後、公募設置等計画の提出までの構成企業の変更又は追加は、様式 6 により申請し、本町の承諾を得た場合に可能です。代表企業の変更はできません。
43	公募設置等指針	16	3	1	(3)	②	応募者の変更	参加表明時(9/18～25)の様式 3 記載の構成企業は最終確定でなくてよく、計画提出期限までなら様式 6 により追加できるとの認識で相違ないか。	No. 42 の回答の通りです。
44	公募設置等指針	16	3	1	(4)	-	応募条件	第 3 章 1(4)は選定後の自己都合による辞退を禁止する一方、第 2 章 1(8)②は施工段階の設計変更について「大幅な変更は認められないが、提案趣旨を大きく逸脱しない範囲で変更できる」と記載があるが、選定後、計画の変更については、どこまでの変更が許容されるか、ご教示ください。	許容範囲の定めは設けておりませんが、変更内容によっては選定時の委員会や有識者の意見を踏まえ、町として総合的に判断いたします。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
45	公募設置等指針	19	4	2	(4)		公募設置等計画等の作成及び提出	財務諸表等は、代表企業及びすべての構成企業について提出する必要がありますか。また、コンビニ本部、設計者、施工者等を協力企業とする場合、当該協力企業の財務書類及び納税証明書の提出は不要でしょうか。	様式5の通り、グループで応募する場合、代表企業を含む全ての構成企業分を提出してください。協力企業分は原則として不要ですが、本町が必要と認める場合は追加提出を求めることがあります。
46	公募設置等指針	24	4	4	(6)		価格審査に係る評価方法	公募対象公園施設の使用料対象面積は、建築面積、店舗敷地、専用駐車場、車路、植栽、工作物及びインフラ設備を含む設置管理許可区域全体でしょうか。対象面積の具体的な算定方法をご教示ください。	No.4の回答の通りです。
47	公募設置等指針	24	4	4	(6)		価格審査に係る評価方法	価格評価額①に用いる提案対象面積と、実際の設置管理許可面積は同一との理解でよろしいでしょうか。また、設計協議により許可面積が変更された場合、提案使用料の取扱いはどうになりますか。	前段についてお見込みの通りです。 原則、許可面積が変更された場合、使用料は変更となりますが、軽微な範囲においてはその限りではありません。
48	公募設置等指針	26	4	8			リスク分担（物価変動・金利変動）	公募設置等予定者決定後、特定公園施設の工事着手までに建設資材価格又は労務費が著しく上昇した場合、町負担上限額又は提案額について、物価変動を反映した変更協議は可能でしょうか。	物価変動については、リスク分担上、特定公園施設も認定計画提出者の負担であり、本町負担上限額又は提案額の変更を当然に認めるものではありません。ただし、定めのない事項又は著しい事情変更が生じた場合は協議します。
49	公募設置等指針	27	4	8			設計協議における調整リスク	設計協議における町の要望、関係機関との協議又は町が実施する別途工事との調整により、提案時から設計条件が変更され、工事費又は工期が増加した場合、町負担額及び事業スケジュールの変更協議が可能との理解でよろしいでしょうか。	本町の要望・本町実施の別途工事との調整により条件が変更された場合は、費用、工程その他必要な事項を協議します。 関係機関との協議による場合は、原則認定計画提出者の負担を想定しています。
50	公募設置等指針	28	4	8			構成員の指名停止リスク	構成企業の一社が事業期間中に指名停止を受けた場合、直ちに認定取消し又は事業停止となりますか。担当業務、指名停止の原因及び本事業への影響を踏まえ、当該構成企業の変更により事業を継続することは可能でしょうか。	直ちに認定取消しとなるものではありませんが、事案の内容及び事業への影響を踏まえて判断します。構成員の変更又は都市公園法第5条の8に基づく地位の承継は、基本協定及び本町の承諾手続きに基づき協議します。なお、ここで示す指名停止は、県内市町村、県又は国からの指名停止を指します。
51	譲渡契約書（案）	1	-	第3条	-	-	譲渡の対価	「別紙2 特定公園施設建設・譲渡契約書(案)」第3条に定める「譲渡の対価」は、指針第2章2(5)に定める本町が負担する特定公園施設の整備費用上限額80,000千円と同一のものと解してよいか、「整備」と「譲渡」で表現が異なる理由とあわせてご教示ください。	公募設置等指針第2章2(5)では、「本町が負担する特定公園施設の整備費用上限額」を記載しており、これが譲渡の対価となります。